あすの景観をつくる

宍粟（しそう）市山崎町山崎地区
歴史的景観形成地区

景観ガイドライン

兵庫県

はじめに

山崎町山崎地区は、『播磨国風土記』に「宍禾郡」と記された地域に属し、宍粟市の中心地として古くから栄えてきた地区です。16 世紀末頃から商業の町として最上山の南麓に町場が形成され、その後、城下町へと発展しました。それを基盤に林業や揖保川舟運などで繁栄し、経済・交通・政治の拠点として、重要な役割を果たしてきました。今もなお、武家地や町人地の町割りや鍵の手型の道路など城下町の面影が残っています。

このたび兵庫県は、本地区における景観まちづくりを支援するために「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区の指定を行い、これまでの歴史文化の積み重ねにより形成されてきた景観を保全していくための景観形成基準を定めました。

本地区の豊かな自然、城下町の町割りや伝統的な意匠の町家などの景観資源を活かしながら、市街地としての暮らしや賑わいのある景観を創造し、誇り・愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指します。

このガイドラインでは、本地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。

目　次

1　宍粟市の概要・・・・・・・・・・・1
2　山崎町山崎地区の概要・・・・・・2
3　景観形成の基本方針・・・・・・・6
4　景観形成基準・・・・・・・・・・・7
5　景観形成の考え方・・・・・・・・・10
6　景観形成支援事業・・・・・・・・・17
7　届出の手続き・・・・・・・・・・・19

1 宍粟市の概要

(1) 歴史位置と地勢

宍粟市は兵庫県中西部に位置し、北は鳥取県・養父市、東は朝来市・神河町、南は姫路市・たつの市、西は佐用町・岡山県と接しています。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が地域内で交差する西播磨内陸の交通の要衝であり、市の中心部から神戸までが約 100 キロメートル、大阪までは約 120 キロメートルの位置関係にあります。市域は、東西に約 32 キロメートル、南北に約 42 キロメートル、面積は 658.54 平方キロメートルと広く、兵庫県土の 7.8% を占めています。

宍粟市の広域的な位置

(2) 自然資源

宍粟市はその大部分を山地が占めており、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という、標高 1,000 メートルを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や、音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちです。

また、県下を代表する清流である一級河川の揖保川や日本の名水百選の千種川をはじめ、千年藤、もみじ山など、豊かで美しい自然資源や風景が、四季折々の風情を織りなしています。

森と水に恵まれた自然環境（揖保川）

(3) 産業

広大な森林面積を有するこの地域は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の製造業が地場産業として栄えました。その資源を生かし、合併前から「人と自然の共生に基づく環境適合型しそう森林文化の創生」を理念とした「しそう森林王国」の取組を推進してきました。

こうした取組により緑豊かな自然環境・景観が守られ、原風景となって、市民の郷土への愛着心の醸成等にもつながっています。道路交通網が整備された現在、主要幹線である国道 29 号沿いに集積する商業施設と、恵まれた気候風土や豊かな自然を活用した観光農林業を振興する地域を有することにより、商工業と農林業が融和した特色ある地域へと発展を遂げています。

2 山崎町山崎地区の概要

(1) 歴史

【古代】

宍粟市が位置する地域は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』によると、宍禾郡の条に７つの里があり、伊和大神が国占め争いを行ったことが記されています。宍粟の地は、「伊和大神」の本拠地であったと考えられており、神様にまつわる伝説の中で多くの地名が記されています。また、米麹を用いた酒造りに関する伝承や産鉄に関しても記されており、酒造や製鉄が、古来より行われていたことがわかります。

（参考：西播磨観光協議会 HP）

【近世の城下町】

山崎町山崎地区に本格的な市街地が形成されるきっかけとなったのは、16 世紀末に宍粟の領主となった木下勝俊が発した「新町申付書」です。この申付書には、他所から来た者の諸役を免除するという免税規定があったため、山崎町山崎地区周辺の人口が増加し、町場の形成につながりました。これにより山崎村、山田村はそれぞれ山崎町、山田町となり、それらを一筋の町並みでつなぐ新町が誕生しました。

また、慶長５年（1600 年）には姫路城主の池田輝政が、毎月６回の市を開くことや諸役免除などを認める「市日の定書」を出したことから、各地から商工業者や町人が集まり、町場はさらに発展しました。

（出典:宍粟立藩四百年 歴史解説パンフレット）

こうして商業の町として成長した山崎の町場は、宍粟藩の立藩とともに城下町としても発展しました。藩主となった池田輝澄は鹿沢の台地に山崎城を造営しました。この時、既に町場が発達していたことから、城郭は最上山を背にするのではなく、その南方に広がる河岸段丘の南端部に、堀に囲まれた本丸、二の丸、三の丸を置き、その東・北・西には武家屋敷が配置され、さらに外側の町家を含めて城下町の整備が行われたとされています。さらに北側の最上山の山裾には寺院を配しています。

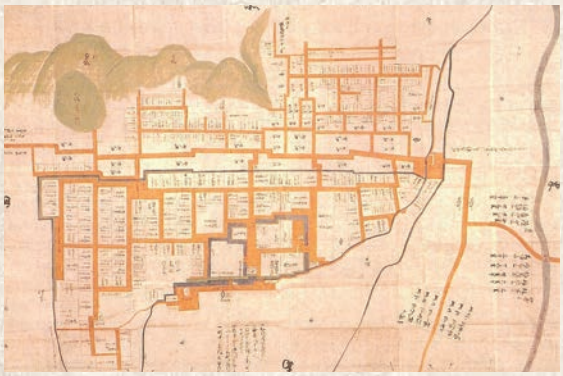

城下町の町割り（宍粟山崎之絵図（松平周防守の時代））

その後、藩の規模は縮小しましたが、地区の北側を中心に町場は拡大し、現在の市街地の原形が形成されました。その後、近代化された現在においても、鍵の手型の道路など城下町の名残を見ることができます。また、近世に遡る伝統的様式の町家等が点在しており、かつて繁栄した時代の町並みを今に伝えています。武家地には当時の大きな区画形状は継承されていますが、公共公益施設用地になるなど建物の建替が進み、かつての名残の塀を一部に残すのみとなっています。

城下町の町割りを残す鍵の手型道路
（山崎）

城下町の中門跡に残る鍵の手型道路
（山崎）

武家屋敷の名残の築地塀
（鹿沢）

【揖保川と舟運】

揖保川は、その源を播磨と但馬の境にある藤無山（標高 1,139m）に発し、山間部や播州平野を流下し、播磨灘に注ぐ一級河川です。水質が良く、流水を動力源とした水中製粉や、高瀬舟による産物の輸送など、流域の生活や産業の振興に大きく貢献してきました。

宍粟市役所の東側、宍粟橋上流あたりの両岸、揖保川の流れが緩やかになるあたりは「出石」と呼ばれ、宍粟と揖保川河口の網干を結ぶ高瀬舟の発着場でした。高瀬舟のルートが開かれたのは江戸時代の元和の頃で、元和 7 年（1621 年）までに、播磨国宍粟郡山崎町の龍野屋孫兵衛らが莫大な私財を投じて揖保川に水路を開き、網干から山崎町の出石までの舟運を通じさせました。宍粟からは年貢米のほか、木材、炭、薪、大豆、千種鉄などが運ばれ、上り舟には、肥料、雑貨、農耕具、塩、乾物などが積まれました。揖保川の舟運は、宍粟と瀬戸内、さらには大坂・江戸を結ぶ一大物流路となりました。

出石周辺の川の両岸には回船問屋や倉庫などが軒を並べ、茶屋や飯屋が建ち並び、山崎の町場とともに大勢の人で繁盛し、山崎の発展に大きく寄与しました。

明治以降、川には橋が架けられ、幹線道路が整備され、また国鉄山陽本線や姫新線が整備されたため次第に舟運は衰退し、出石舟着場は大正時代末頃に役割を終えました。平成 29 年（2017 年）には揖保川の出石舟着場があった場所として、せせらぎ公園付近に出石舟着場説明看板が設置されており、往時を偲ぶことができます。

（参考：宍粟市資料、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 HP）

せせらぎ公園付近の案内板

揖保川の高瀬舟の復元模型
（宍粟市役所　玄関ロビー）

経済の発展とともに繁盛した町場の商店街

(2) 景観資源

①　最上山自然景観

最上山は、市街地の北側にあり、「篠ノ丸城跡」や世界のカエデを植栽した「もみじ山」、町内が一望できる展望台などがあり、市民の憩いの場となっています。また、最上山公園内にはシイ、カシ、ヒノキ、アカマツ林、コナラの植生やサザンカの道、桜の道などがあります。四季を通じてたいへん美しく、貴重な自然を有する地域のシンボルでもあり、最上山にある経王院や児童公園などは城下町を一望できる眺望点となっています。昭和 59 年（1984 年）には「ひょうごの森林浴場 50 選」にも選ばれています。

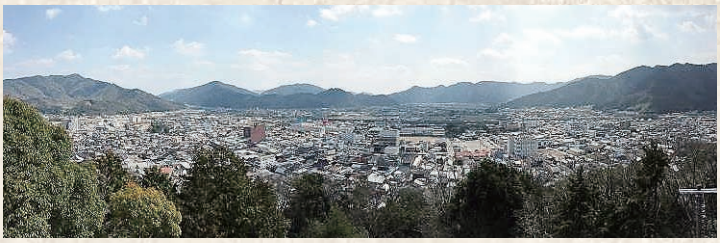

山崎盆地を取り囲む自然豊かな山並みの景観

市民に親しまれている最上山の森林景観

②　寺社景観

最上山の麓には、歴史ある寺院や神社が集まり、最上山の緑に溶け込むように寺社が建ち並ぶ通りを形成しています。

大雲寺

妙勝寺

興国寺

③　景観形成重要建造物等

宍粟市は日本酒発祥の地であり、地区内にはそれを象徴する酒蔵が集積しています。県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、酒蔵を含む景観上重要な建物や樹木など、６件の景観形成重要建造物等が指定されています。

老松酒造（山崎）

本家門前屋（山崎）

山陽盃酒造（山崎）

梶間家住宅（山崎）

中門前屋（山崎）

山崎藩陣屋門（紙屋門）のクスノキ（鹿沢）

④　よいまちプロジェクト（山崎中心市街地活性化委員会）による「城下町山崎八景」選定

山崎町山崎地区では、平成 28 年（2016 年）から酒蔵店主が委員長を務める山崎中心市街地活性化委員会により、本県ふるさとにぎわい拠点整備事業を活用した「よいまちプロジェクト」が始動しています。

「山崎に来たら見てほしい場所」をテーマに、山崎町山崎地区の景観のすばらしいところを公募し、平成 30 年度に「城下町山崎八景」を選定しました。

⑤　暮らしや生業などと結びついた地域の景観資源

伝統的な町家を継承する暮らしや、酒造りなどの生業など、市民の生活と結びついた景観資源がまちなかに息づいています。さらに、近年は、伝統的な家屋を改修し再活用することによって賑わい創出にも寄与する取組も生まれてきています。

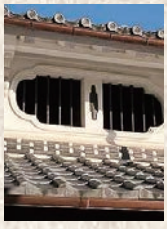
町家のむしこ窓

町家の袖卵建

山陽盃酒造の菰樽

酒蔵の杉玉

城下町の石碑

(3) ビューポイント

「景観ビューポイント（視点場）」は、地域の景観の魅力を地区内外の多くの人々に知ってもらう上で重要な場所です。

山崎にも、魅力ある景観（視対象）が眺望できる、複数の「景観ビューポイント」があります。

目の前に広がる素晴らしい景観はもちろん、それを見る場所、「景観ビューポイント」も地域の大切な資源です。

山崎町山崎地区内のビューポイント

＜ビューポイント❶＞（※１）
県景観形成重要建造物「本家門前屋」前
＜見えるもの＞
酒蔵通りのまちなみ

日本酒発祥の地「宍粟」において酒蔵などが建ち並び、昔懐かしい雰囲気を味わえます。山陽盃酒造、老松酒造、本家門前屋、中門前屋は、県の景観形成重要建造物に指定されています。

＜ビューポイント❷＞
最上山稲荷山経王院
＜見えるもの＞
商店街のまちなみ

山腹には、「あれは山崎最上山、鐘が鳴ります日に三度」と山崎小唄（野口雨情作詞）に唄われた鐘楼があります。かつては「山崎町に来て最上山に登らないものはない」ともいわれた、屋並み、山並み、揖保川を眺望できる景勝地でもあります。

＜ビューポイント❸＞
篠ノ丸城跡
＜見えるもの＞
城下に広がる広大な風景

篠ノ丸城は、山崎町中心部にそびえる標高 324m の山上、通称「一本松」に築かれた山城です。山並みに囲まれた城下の平野を一望することができます。

山崎町山崎地区外のビューポイント

＜ビューポイント❹＞（※２）
宍粟市役所の対岸にある愛宕神社
＜見えるもの＞
揖保川と出石 (いだいし) の舟着場

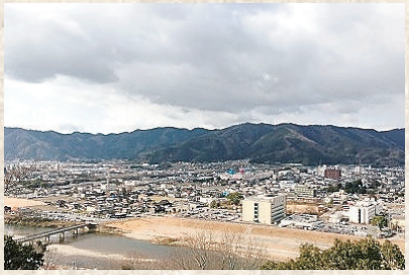

江戸時代に水路が開かれ、高瀬舟による水運の中心となったのが山崎の出石です。愛宕神社からは揖保川と舟着場跡、城下町として栄えた山崎のまちなみを一望することができます。

※１　ビューポイント❶は、「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」に選定されています。
※２　ビューポイント❹は、「ひょうごの景観ビューポイント 150 選（番外編）」に選定されています。＊いずれも平成 31 年２月公表

3 景観形成の基本方針

(1) 景観形成地区の設定

山崎町山崎地区は山崎城下町を基盤に、地域の政治・経済・交通の拠点として形成され、市の中心市街地として発展してきました。地域の歴史を継承した景観まちづくりを推進するため、前述の城下町の町割を示す絵図等を参考にしつつ、地区のシンボルでもある最上山と城下町のエリアを地区指定の区域（※）とします。

※ (3) 宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区区域図に示す約 110ha の区域です。

(2) 景観要素に応じた区域の設定

山崎町山崎地区は、最上山の自然景観と旧城下町の景観を基本とする構造となっています。その上に、商店街や公共公益施設が集積し、幹線道路沿道に現代的な市街地が形成され、市の中心市街地として発展してきました。現在では、旧城下町の大半は住宅地となっていますが、旧来からの酒蔵や酒造会社の商家が集積し、城下町の趣を今に伝えるエリアもあります。また、最上山の麓や城下町には寺社が多く点在しています。

こうした歴史的経緯を蓄積してきた地区の優れた景観を保全・創造し、次世代に継承していくために、景観要素に応じたゾーンや通りの設定を行います。

(3) 宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区区域図

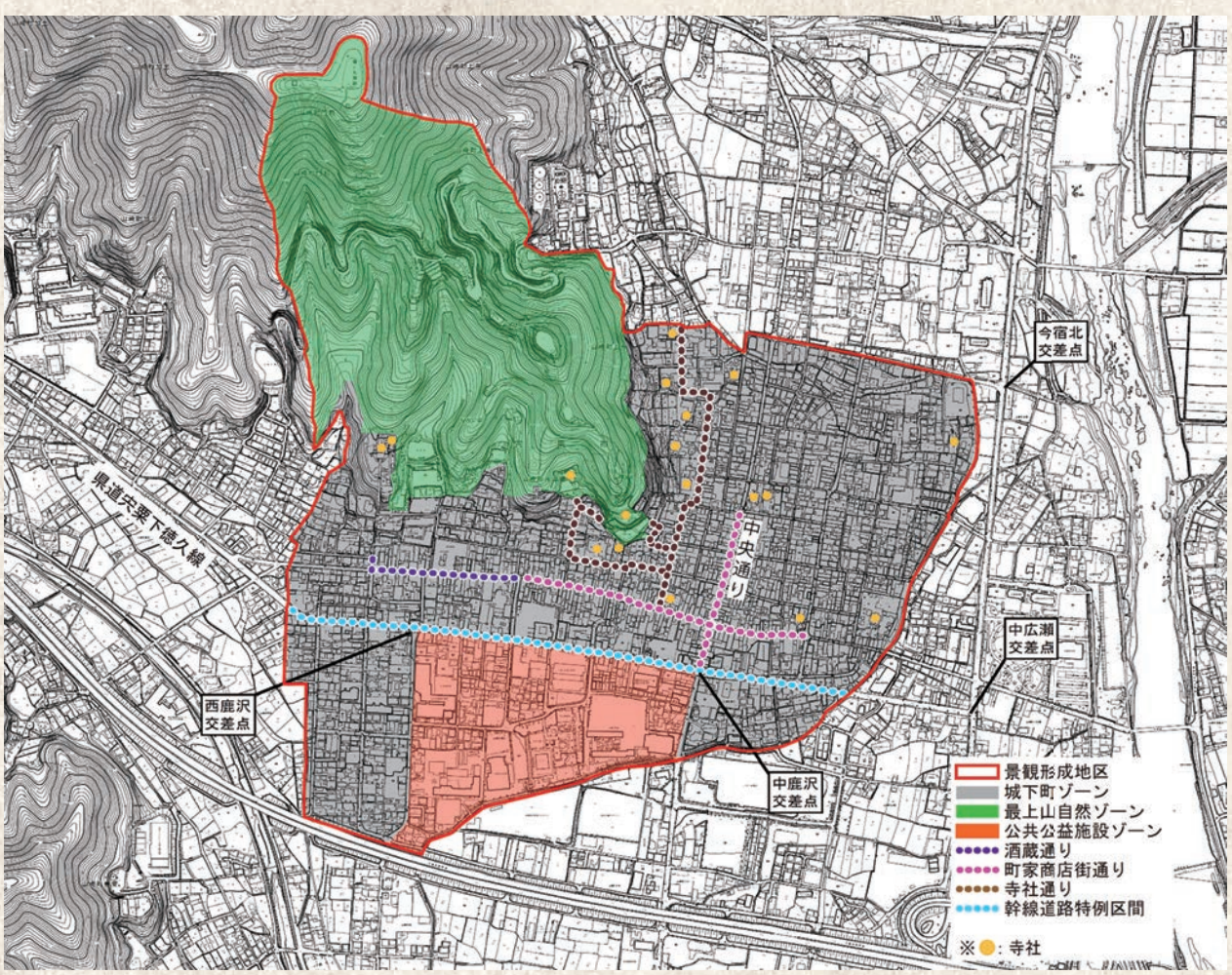

4 景観形成基準

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとします。

○城下町の良好な市街地景観の形成

地区の周辺には、宍粟市役所をはじめとした公共施設や商業・業務施設が立地しています。地区の大半は市街地となっていますが、もともとは城下町の武家地や町人地として景観構造の基礎を成す区域であることから、「城下町ゾーン」を設定し、城下町の良好な市街地景観の形成を進めます。

○商店街の景観形成

地区の商業地は、城下町を基礎とする路線型の商店街で、かつては２階建て・平入り屋根の店舗が連続する界隈性のある景観が形成されていました。商店街の歴史的町並み景観を保全・創造するため、「町家商店街通り」を設定し、和風意匠を活かした修景を進めます。

○酒蔵が集積する通り沿いの景観形成

地区の西側で商店街から続く一角には、山陽盃酒造や老松酒造の醸造関連施設や、かつて醸造を行っていた本家門前屋酒店などの本県景観形成重要建造物が集積し、重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的な景観を形成しています。落ち着きある歴史的な景観を保全・継承するため、「酒蔵通り」を設定し、伝統的意匠を活かした修景を進めます。

○寺社周辺の景観形成

最上山の麓には神社・仏閣が集積しています。参道等に面し、城下町の雰囲気を伝える特徴ある景観を形成するため、「寺社通り」を設定し、寺社と調和した景観形成を進めます。

○最上山の自然景観の形成

最上山は、良好なヒノキ林、モミジ林、サクラ並木などを有し、地域のシンボルとして親しまれています。さらに、城下の町並みをはじめ、揖保川や山並みなどを一望する広がりある眺望景観も有しています。市街地から仰ぎ見るランドマークとしての魅力と、市街地を眺めおろす眺望点としての魅力を継承するため、「最上山自然ゾーン」を設定し、豊かな自然を保全・活用した景観形成を進めます。

○歴史・文化を活かしたゆとりと潤いのある景観の形成

地区の公園や教育・文化施設は敷地が広く緑化され、ゆとりと潤いある景観を形成しています。山崎藩陣屋門（紙屋門（かみやもん））のクスノキは、陣屋門と一体となった地域のシンボルとして、本県景観形成重要樹木に指定されています。美しく潤いある景観づくりを先導するため、「公共公益施設ゾーン」を設定し、城下町の歴史・文化を活かした景観形成を進めます。

○幹線道路沿いの都市景観の形成

地区の周辺や県道宍粟下徳久線沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、一部の規制を適用除外とする「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を進めます。

具体的な景観形成基準は、次頁のとおりです。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等又は自動販売機については、これによらないことができます。

(1) 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域（「最上山自然ゾーン」、「公共公益施設ゾーン」を除いた区域を『城下町ゾーン』という。）	高さ	・階数は原則、３階以下とする。やむを得ず４階以上とする場合は、通り（注１）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道宍粟下徳久線以南については、この限りではない。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度５以下、彩度１以下とし、無彩色の場合は、明度６以下とする。	
	外壁	・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ・色相はＹＲ（橙）系及びＹ（黄）系の５Ｙまでとし､明度８以下、彩度４以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。	
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	外構	・門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。 ・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。	
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通り（注１）及び最上山の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに､「屋根･庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。	
町家商店街通り（注２、３）	壁面の位置	・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	高さ	・階数は原則、２階以下とする。やむを得ず３階以上とする場合は、３階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	
	屋根・庇	・形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。	
	外壁	・当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。 ・看板建築（注４）のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。	
	建具	・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。	
	建具	・門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。	
	掲出物	・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。	

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区域</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">景観形成基準</th></tr>
<tr><th>建築物</th><th>工作物</th></tr>
<tr><td rowspan="11">指定地区全域</td><td rowspan="6">酒蔵通り（注２）</td><td>壁面の位置</td><td rowspan="2">・「町家商店街通り」の基準と同じ。</td><td rowspan="11"></td></tr>
<tr><td>高さ</td></tr>
<tr><td>屋根・庇</td><td>・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。
・１階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。</td></tr>
<tr><td>外壁</td><td>・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。
・やむを得ず上記によることが出来ない場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。</td></tr>
<tr><td>建具</td><td rowspan="3">・「町家商店街通り」の基準と同じ。</td></tr>
<tr><td>外構</td></tr>
<tr><td>掲出物</td></tr>
<tr><td colspan="2">寺社通り
（注２、３）</td><td>・「高さ」、「屋根・庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。</td><td>・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最上山自然ゾーン</td><td>高さ</td><td>・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。</td><td rowspan="3">・山並みの稜線を分断する位置への配置は避ける。</td></tr>
<tr><td>外構</td><td>・既存の樹木の保全に努める。
・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。</td></tr>
<tr><td>建築設備等</td><td>・周囲の樹木から突出しないように設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共公益施設ゾーン（注５）</td><td>・「指定地区全域」の「高さ」の基準を除外する。
・公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">幹線道路特例区間
（注６）</td><td>・「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。</td><td></td></tr>
</table>

（注１）「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。
（注２）対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。
（注３）「町家商店街通り」と「寺社通り」に面する建築物は、両方の通りの基準を適用する。
（注４）木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいう。装飾・意匠は洋風が多い。
（注５）「幹線道路特例区間」を除く。
（注６）対象は、県道宍粟下徳久線に面する建築物とする。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

5 景観形成の考え方

(1) 城下町ゾーン（指定地区全域に共通）の基準

城下町山崎町山崎地区の良好な市街地景観を形成するために、地区全体に係る緩やかな共通基準として、建築物の形態と色彩に係る基準を定めています。

■城下町ゾーン（指定地区全域）のイメージ

- 階数は原則、３階以下とする。
- 勾配屋根を基本とし、黒、灰色又はこれに近い色彩とする。
- 全色相、明度５以下、彩度１以下とし、無彩色の場合は、明度６以下とする。
- 外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
- 色相はＹＲ（橙）系及びＹ（黄）系の５Ｙまでとし、明度８以下、彩度４以下又は無彩色とする。
- 建具は、「外壁」に準じた色彩とするよう努める。
- 門、塀を設置する場合は、「外壁」に準じた落ち着いた色彩とする。
- 生垣、花壇等沿道の緑化に努める。
- 建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。
- 屋上設備は設置しない。
- 掲出物は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。
- 工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

注１：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(2) 町家商店街通りの基準

城下町の雰囲気を感じられる、歴史的町並み景観を保全・創造するために、建築物の形態と色彩に係る基準を定めています。

■町家商店街通りのイメージ

- 壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。
- 階数は原則、２階以下とする。
- 屋根・庇の形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。
- 勾配屋根を基本とし、黒、灰色又はこれに近い色彩とする。
- 全色相、明度５以下、彩度１以下とし、無彩色の場合は、明度６以下とする。
- 当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。
- 看板建築のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。（P14 参照）
- 当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。
- 門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。
- 建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。
- 屋上設備は設置しない。
- 広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。
- 工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

注１：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(3) 酒蔵通りの基準

重厚な商家建築や蔵が連なる落ち着きある歴史的な景観を保全・継承するために、町家商店街通りの基準に加えて、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■酒蔵通りのイメージ

・壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。

・階数は原則、２階以下とする。

・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。
・１階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。

・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。

・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。

・門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。

・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。

・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。
・屋上設備は設置しない。

・工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

注１：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(4) 寺社通りの基準

城下町の雰囲気を伝える特徴ある景観を形成するために、酒蔵通りの基準の内容に沿うように、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■寺社通りのイメージ

「高さ」、「屋根･庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。

・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。
・屋上設備は設置しない。

・工作物は、最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

注１：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(5) 最上山自然ゾーンの基準

豊かな自然を保全・活用し、市街地から仰ぎ見るランドマークとしての魅力と市街地を見下ろす眺望点としての魅力を継承するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■最上山自然ゾーンのイメージ

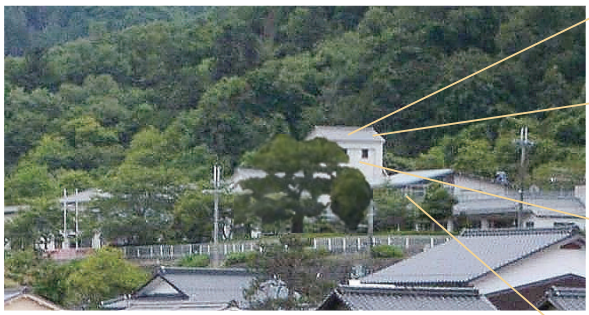

・建築設備等は、周囲の樹木から突出しないように設置する。
・位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注１）から目立たないようにする。
・屋上設備は、設置しない。

・工作物は、山並みの稜線を分断する位置への配置は避ける。
・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。

・勾配屋根を基本とし、黒、灰色又はこれに近い色彩とする。
・全色相、明度５以下、彩度１以下とし、無彩色の場合は、明度６以下とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
・色相はＹＲ（橙）系及びＹ（黄）系の５Ｙまでとし、明度８以下、彩度４以下又は無彩色とする。

・建具は、「外壁」に準じた色彩とするよう努める。

・既存の樹木の保全に努め、植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。
・門、塀を設置する場合は、「外壁」に準じた落ち着いた色彩とする。
・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。

・掲出物は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

注１：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(6) 公共公益施設ゾーンの基準

地区内外から多くの人々を集め、当地区の印象を形づくる重要な区域です。美しく潤いある景観づくりを先導するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■公共公益施設ゾーンのイメージ

「指定地区全域」の「高さ」を除いた基準が適用される。

公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。

(7) 幹線道路特例区間の基準

都市の骨格にふさわしい土地利用と良好な市街地景観を形成するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■幹線道路特例区間のイメージ

県道宍粟下徳久線に面する建築物については、「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」を除いた基準が適用される。

(8) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように、基準を定めています。

■自動販売機のイメージ

・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。

・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

補足

●「通り」における基準の適用範囲について

・「通り」とは、前面道路ではなく、ここでは「町家商店街通り」、「酒蔵通り」、「寺社通り」を指します。
・原則、通りに接する敷地の建築物等について、当該通りの基準が適用されます。
・当該通りから見える壁面や開口部について、当該通りの「外壁」や「建具」の基準が適用されます。見えない部分は、原則、指定地区全域の基準が適用されます。

●「屋根・庇の形態・意匠における周囲の伝統的な建築物との調和」について

本地区の伝統的な町家の形式は、切妻平入で１階に下屋や庇のある建物形態になります。「町家商店街通りの基準」には記していませんが、周辺の伝統的建物と調和させた、「和瓦葺き」とするよう努めてください。屋根葺き材は桟瓦か本瓦葺きとし、１階部分に軒の出が十分な下屋、庇をできるだけ設け、屋根勾配や軒先の位置は周辺の伝統的建物との連続性に配慮した計画としてください。

「和瓦葺き」とは、桟瓦、本瓦又は外観がこれらと同様の製品です。

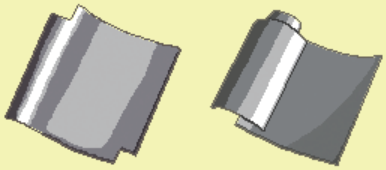

「瓦葺き」とは、和瓦葺きの他、S瓦葺き、各メーカーの瓦製品を含みます。

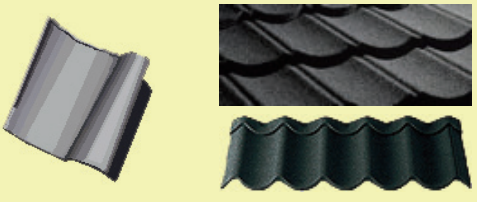

●「看板建築」について

木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や、既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいいます。装飾・意匠は洋風が多いです。

看板建築の前面を覆っている壁面を除去し、本来の外壁に伝統的な意匠を施すことで、当初の伝統的な姿を取り戻すことができます。城下町の町並み景観を形成するために、既存の町家を活かした修景をお薦めします。

●町家商店街通りに調和した門塀について

城下町の景観の特徴は、道路に面して連続して建物が建ち並んでいることです。この連続性を維持するため、道路に面して空地を設ける場合は町並みに調和した門や塀の設置を求めています。

町家商店街通りや酒蔵通りに調和した意匠としては、下図のような修景が考えられます。また、築地塀、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、町並みとの調和を図ることができます。

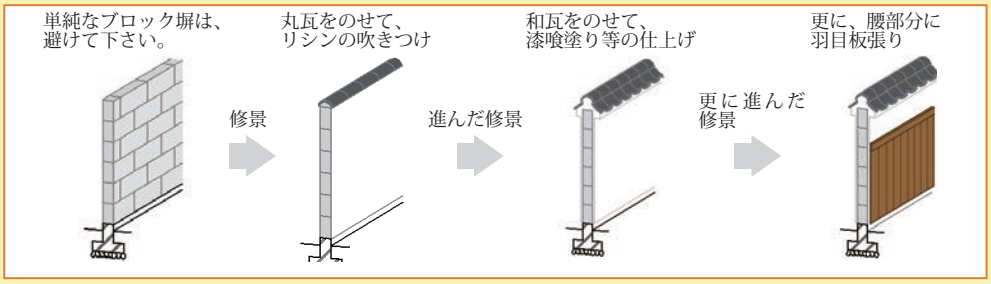

●空地の景観への配慮について

町並み景観の形成は、隣接する建築物の壁面等が連続性を保つことが基本となります。土地利用上の理由から空地となる場合や、やむを得ず連続性を保つことができない場合には、もとの壁面位置に塀や垣・さく等を設置する等の方法により町並みの連続性を損なわないようにする基準を定めています。

空地の景観配慮のイメージ

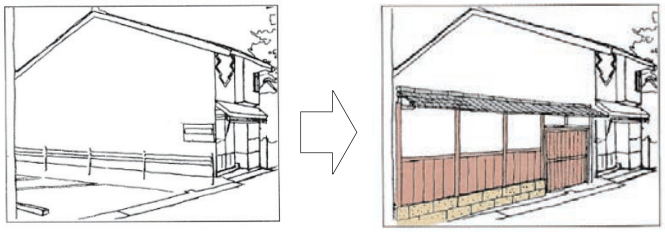

町並みが途切れて城下町の雰囲気を損ねている

塀の設置により町並みの連続性を保つ

- 伝統的な意匠・色彩の塀を設けることで、町並みとの連続性を保つことができます。
- 現代的な意匠・素材を用いる場合でも、例えば格子をイメージさせる意匠を用いるなどにより、できるだけ周辺との調和に配慮することが求められます。

●地区内の代表的な町家事例

屋根は黒又は灰色の和瓦葺き

切妻平入りの厨子（つし）２階建て

厨子２階部分のむしこ窓装飾付きの袖卯建

外壁は漆喰塗り（白、黒）、腰部分に板張り

参考文献：「山崎／うしや（鳴海邦碩）」
町家・共同研究
昭和 50 年 7 月 10 日（株）鹿島出版会

この地域ならではの伝統様式

・主屋は奥行き６間半で梁行方向に３間。**通りに面した板敷きの部分（格子の内側の板敷き）が半間**もあることは、京都の町家と異なるところであり、農家建築の影響が伺われる。

・大きく印象的な出格子。建築そのものが農家住宅の影響を強く残し、農家の**縁側をそのまま町家の出格子の内側に取り込んだような趣**を持つ。

・大きな１階の庇（下屋）は、出格子の外柱が直接支え、この**深い庇**のため**２階の壁面が非常に狭い。**

・総じて、彫りの深いファサードを構成しており、町家といってもがっちりした農家風の印象を与える。

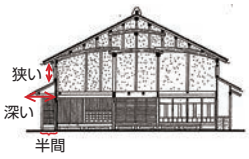

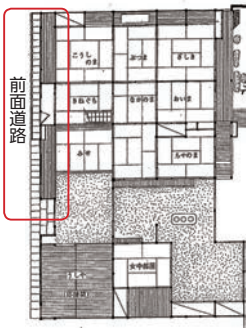

●外壁の板張りについて

「酒蔵通り」の「外壁」の基準には「通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又板張りとする。」とありますが、建築基準法第 22 条指定区域に該当する場合は、板張りの外壁とする場合には建築基準法に適合した外壁仕様とする必要があります。

なお、国土交通大臣の個別認定を取得した防火構造等を使用する場合には、表面に張る木材を含めた認定であることが必要です。

防火構造の表面を木材仕上げとする例

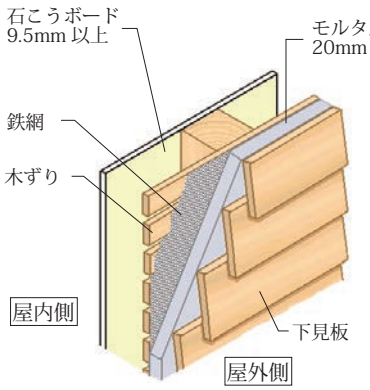

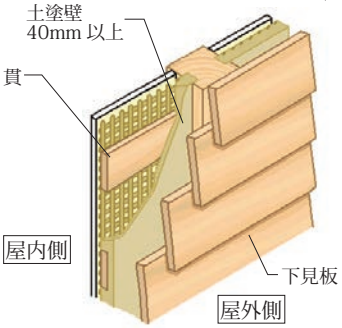

伝統的工法による外壁の防火構造の例

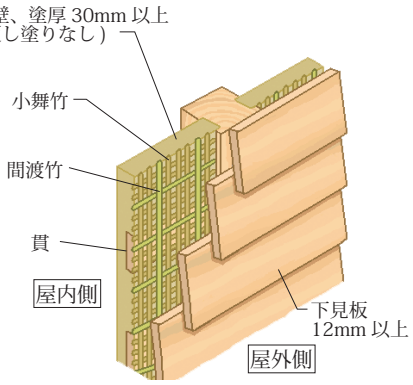

準防火性能を有する構造の表面を木材仕上げとする

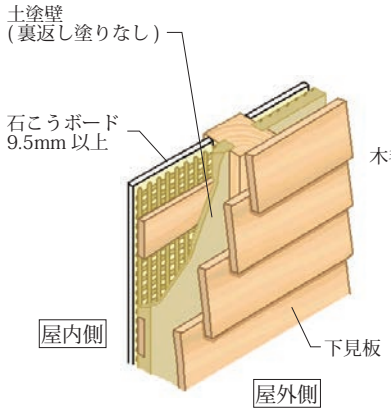

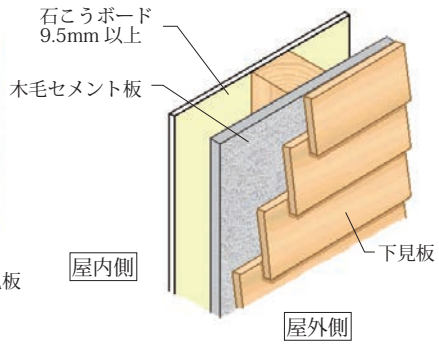

●町並みと調和した道路舗装について

歴史的景観形成地区において、道路は重要な景観要素です。

タイル舗装等の過度な美装化は、沿道の建物よりも目立ってしまったり、劣化・損傷により、まちなみ景観を損ねる要因にもなります。

【景観を損ねる舗装事例】

【景観に配慮した舗装事例】

紀州街道（大阪府岸和田市）

妻籠宿（長野県木曽郡南木曽町）

これまでも各地の歴史的地区で道路舗装の色や素材が検討されているので、それらの事例を参考に、シンプルで控え目なデザインとする必要があります。

●マンセル表色系について

兵庫県の景観形成基準では、色彩に関する基準の中でＪＩＳによるマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系とは、1905 年、マンセル氏（A . H . Munsell）によって考案されたもので、物体表面の色を色味（色相Hue)、明るさ（明度 Value)、あざやかさ（彩度 Chroma）の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル表色系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・等、各色味の環があります。

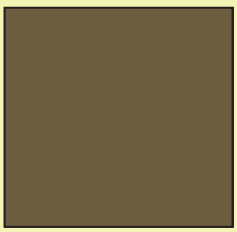

この色をマンセル表色系で表わすと次のようになります。

5Y　4／3
（色相）（明度）（彩度）

右の結果から
この色をマンセル表色系で表すと５Ｙ 4/3 であることが分かります。

注意

印刷によっては実際のマンセル表色と色が異なる場合があります。

詳しくは中播磨県民センターまちづくり建築第２課にある「マンセルブック」で確認してください。

○まず色相（色味）は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これみると、色相は５Ｙ（Ｙ＝黄系）であることがわかります。

○次に明度（明るさ）は

図③は図①の色立体を５Ｙの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相５Ｙの色が並んでいます。これでみると明度は４であることがわかります。

○最後に彩度（あざやかさ）は

同じく図③でみると彩度は３であることがわかります。

図①　色立体

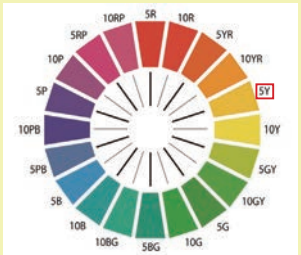

図②　マンセル色相環

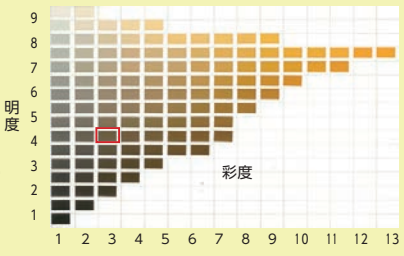

図③　５Ｙ

6 景観形成支援事業

(1) 景観形成支援事業について

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財) 兵庫県まちづくり技術センターと連携して、積極的な景観まちづくりを支援しています。

(2) 歴史的景観形成地区における支援メニュー

●歴史的景観形成建築物等修景助成

＜建築物の修景＞

助成対象経費	助成率	助成限度額 (千円)		
		一般	中間	重要
① 基本設計費、実施設計費及び工事監理費	1/3	—	300	600
② 建築物の新築、改築、増築又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/3	500	1,200	2,700
③ 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/3	250	300	600
④ その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景に係る工事費 (1) かき、柵の新設、改修、増設及び修繕 (2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他の工作物の新設、改修、増設又は修繕 (3) その他対象建築物の修景として必要と認められる工事	1/3	250	300	600
合 計 の 上 限		750	1,500	3,300

助成限度額について

歴史的景観形成建築物等修景助成は、修景の内容により助成限度額が変わります。伝統的意匠を多く取り入れるほど費用負担が増えるため、修景の程度にあわせて３つの助成限度額区分を設けています。

1 一般助成
(助成限度額 750 千円)

伝統的なまちなみに調和する修景（例：和瓦、外壁色彩等）

2 中間助成
(助成限度額 1,500 千円)

伝統的な形式・素材・意匠を用いた修景（例：和瓦、外壁色彩・素材、門塀意匠等）

3 重要助成
(助成限度額 3,300 千円)

伝統的な形式・素材・意匠の修理・復元、復元的修景

[注意]・助成金額は、同一敷地内の対象工事については、3,300 千円（重要助成の場合）が限度となります。
・基準に適合しているだけでは、助成は受けられない場合があります。
・町家など伝統的な建築物の修復やそれらに調和する修景で、敷地全体で景観形成に資すると認められる場合に助成が受けられます。
・申請の準備段階で必ず市に相談し、指導（修景及び申請の内容・方法等）を受けてください。

＜工作物等の修景＞

助成対象経費	助成率	助成限度額（千円）
1　下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	600
2　屋外広告物の整備費	1/4	100

※　1については、1団体／年の限度額とする。

※　2については、一敷地あたりの限度額とする。

＜自動販売機の修景＞

助成対象経費	助成率	助成限度額（千円）
1　自動販売機を建築物等の壁面線からはみ出さないように、建築物等の改修に係る工事費 2　自動販売機の色彩・意匠を覆うために自動販売機に沿って囲い等を設置するための工事費 3　自動販売機の前面に覆いをするための工事費 4　自動販売機の色彩及び意匠（企業名、商品名等広告）を周囲の景観に調和させるための費用	1/3	300

※　一敷地あたりの限度額とする。

●景観まちづくりアドバイザー派遣

建築物等の修景や地区の景観まちづくりに関するアドバイス等のため、（公財）兵庫県まちづくり技術センターに登録されている専門家を派遣します。

支援対象業務	派遣回数	備考
1　建築物等の修景に関する個別相談	1件あたり延べ3人日以内とする。	・派遣費用は、センターが負担します。 ・限度額内で可能な範囲での業務内容となります。
2　勉強会、研修会の講師	1団体あたり延べ5人日/年（3年まで）以内とする。	
3　その他景観形成推進活動の指導・助言		

●景観まちづくり活動助成

支援対象業務	助成率	助成限度額（千円）
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動に係る経費 (1) 団体の活動として行う研修等に要する経費 (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3) 団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4) 地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5) 集会・会議等の開催に要する経費	3/4	150

景観形成支援事業を活用できる例

例1　**景観形成地区内で、今後、住民同士で景観形成推進に向けて具体的に活動したい場合**

→景観まちづくり活動助成及び景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

地区内で住民団体等が景観形成に向けて、住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4かつ上限15万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることができます。

例2　**景観形成地区内で、建築物を伝統的な様式に改修したいがどうすればよいか分からない場合**

→景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることができます。

7 届出の手続き

景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

○建築物等の届出

〈届出対象〉

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕正本１部、副本２部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の２面以上の断面図	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

備考：１　各階の平面図及び主要部２面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。

２　協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。

３　届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

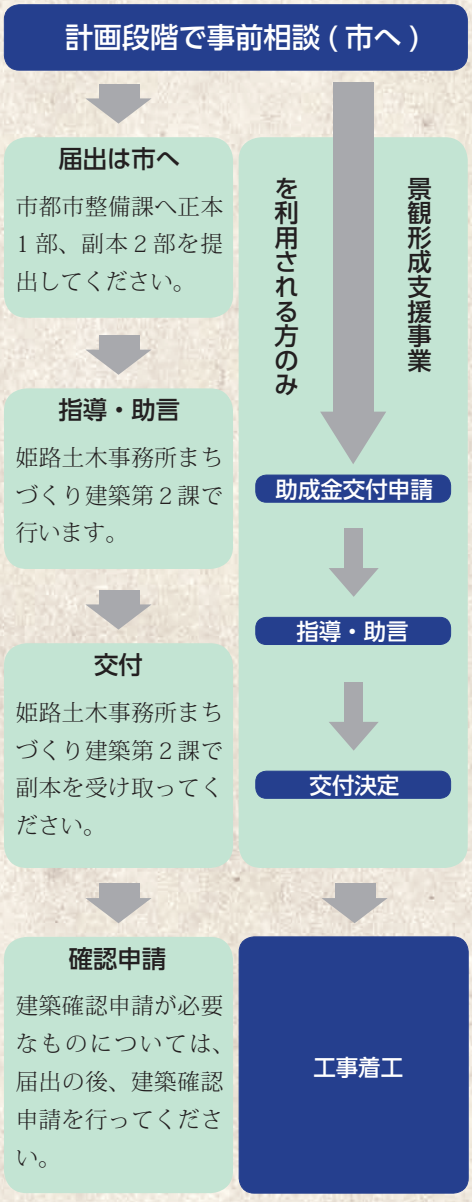

屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものがあります。詳しくは宍粟市都市整備課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

○兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第２課　TEL 079-281-3001（代表）
○宍粟市建設部都市整備課　TEL 0790-63-3000（代表）
○（公財）兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課　TEL 078-367-1263

景観の形成等に関する条例（抜粋）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　景観の形成　優れた景観の創造又は保全をいう。

(2)　広域景観の形成　景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。

(3)　星空景観の形成　景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう

(4)　建築物等　建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第 88 条第１項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第 21 条の 10 第１項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。

(5)　大規模建築物等　次に掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く区域　建築物で、高さが 15 メートルを超え、若しくは建築面積が 1,000 平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが 15 メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが 10 メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 15 メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

イ　アに掲げる区域以外の区域　建築物で、高さが 12 メートルを超え、若しくは建築面積が 500 平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが 12 メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが８メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 12 メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

(6)　特定建築物等　次に掲げる建築物等をいう。

ア　旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 39 年兵庫県条例第 55 号）第２条第４号に規定する第４種地域内の建築物等を除く。イにおいて同じ。）で、延べ面積（当該旅館・ホテル営業の用に供する部分に限る。）が 500 平方メートル以上又は客室数が 10 室以上であるもの

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項第４号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が 200 平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が 100 台以上であるもの

ウ　発電用風力設備で、高さが 31 メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが 20 メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 31 メートル）を超えるもの

エ　観覧車で、高さが 31 メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが 20 メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 31 メートル）を超えるもの

オ　アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

（県の責務）

第３条　県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

２　県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

（市町の責務）

第４条　市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第５条　県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

（景観形成等基本方針）

第７条　県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

２　知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第１条第１項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（地域景観形成等基本計画）

第７条の２　知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。

２　地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　地域景観形成等基本計画の区域

(2)　地域景観形成等基本計画の目標

(3)　前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第１項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

４　知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

５　市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

６　前条第２項の規定は、第１項の規定による決定について、第４項及び前条第２項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

第２章　景観形成地区

（指定）

第８条　知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が１の市町の区域に存するものに限る。）を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

(1)　伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域　歴史的景観形成地区

(2)　良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域　住宅街等景観形成地区

(3)　駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域　まちなか景観形成地区

(4)　国道、県道等の沿道の区域　沿道景観形成地区

２　市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3　知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4　知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第２項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5　前項の規定による公告があったときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6　知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7　知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第５項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8　知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9　第２項及び第４項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

（景観形成基準）

第９条　知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2　前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

(1)　建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(2)　広告物等（屋外広告物条例（平成４年兵庫県条例第 22 号）第１条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

(3)　屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

(4)　その他景観の形成を図るために必要な事項

3　前条第４項から第８項までの規定は、第１項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

（行為の届出）

第 10 条　歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1)　建築物等（特定建築物等を除く。以下この条及び第 13 条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第６条第１項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）

(2)　建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(3)　建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前２号に該当する行為を除く。）

(4)　屋外における自動販売機の設置

2　まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第１号から第３号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1)　建築物で、高さが 12 メートルを超え、又は建築面積が 800 平方メートルを超えるもの

(2)　工作物で、高さが 12 メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが８メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 12 メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が 800 平方メートルを超えるもの

3　沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1)　広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第 17 条第５号において同じ。）

(2)　屋外における自動販売機の設置

（景観に及ぼす影響に関する協議）

第 11 条　景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第１項第１号から第３号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第２項の規定による届出又は第 14 条第１項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2　知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

（指導又は助言）

第 12 条　知事は、第 10 条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第 12 条の２　知事は、第 10 条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3　知事は、第１項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（建築物等その他の物件に係る要請）

第 13 条　知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。

2　知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

（国等に関する特例）

第 14 条　景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第 10 条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2　知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

景観の形成等に関する条例施行規則（抜粋）

（行為の届出）

第５条　条例第 10 条各項の規定による届出をしようとする者は、建築等（変更）届出書（様式第１号。以下この条において「届出書」という。）に、別表第１の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2　都市計画法第 59 条第４項の規定により都市計画事業を施行しようとする者が、当該都市計画事業の認可の申請書と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該届出書に添付する図書の全部又は一部を省略することができる。都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）その他の法令の規定により都市計画事業の認可を受けたものとみなされる手続と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときも、同様とする。

3　届出書は、届出に係る行為が建築基準法第６条第１項に規定する確認を要する行為である場合には、当該確認の申請前に、提出しなければならない。

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
TEL　078-341-7711（代表）

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第２課

姫路市北条１－98
TEL 079-281-3001（代表）

宍粟市建設部都市整備課

宍粟市山崎町中広瀬 133 番地６
TEL 0790-63-3000（代表）

01 土 P2-083A4